

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ	
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届 出区域の指定の一部の解除 (山城南保健所)	893	
○京都府介護ロボット等導入支援事業補助 金交付要綱の一部を改正する告示 (地域福祉推進課)	894	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (山城広域振興局)	〃	
○公共測量の実施 (用地課)	895	
○道路の区域変更 (丹後土木事務所)	〃	
○道路の供用開始 (〃)	〃	
○重要開発調整池の設置の完了 (河川課)	〃	
公 告		
○一般競争入札の実施 (京都府立植物園)	896	
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (中丹広域振興局)	898	
○京都府土地利用基本計画の森林地域及び 自然公園地域の変更 (用地課)	900	
○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書 の写しの縦覧 (山城南土木事務所)	〃	
○都市計画下水道の変更に係る図書の写し の縦覧 (山城北土木事務所、山城南土木事務所)	900	
○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課、乙訓土木事務所)	〃	
府 議 会		
○議員辞職に伴う会派所属議員数の異動	〃	
公 安 委 員 会		
○平成19年京都府公安委員会告示第70号の一部改正	〃	
○電子情報処理組織による申請等の方法等に関する 告示の一部改正	901	
人 事 委 員 会		
○職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改 正する規則	902	
監 査 委 員		
○監査結果の公表	〃	

## 告 示

### 京都府告示第634号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年12月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

告示番号	指定した区域	土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項又は第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称	指定を解除する区域	講じられた汚染の除去等の措置
令和5年京都府告示第444号	相楽郡精華町光台三丁目4の一部(次の図に示す部分に限る。)	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物	相楽郡精華町光台三丁目4の一部(次の図に示す部分に限る。)	該当なし

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城南保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。)

## 京都府告示第635号

京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年12月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱（令和元年京都府告示第363号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項各号列記以外の部分及び同項第1号を次のように改める。

この告示において「ICT機器等」とは、次に掲げる機器、ソフトウェア又はサービスであって、有償であるか又は無償であるかを問わず、その販売又は製造をした者が使用方法、故障及び更新についての照会に随時に対応する体制が整備され、かつ、介護サービス利用者の個人情報保護するための措置が講じられているもののうち、第2項第3号に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 介護ソフトであって、法第8条第24項に規定する居宅サービス計画（以下「居宅サービス計画」という。）に基づき介護サービス事業者が導入するものにあつては、「居宅介護支援事業所と、介護サービス提供事業所や医療機関等との間におけるデータ連携のための標準仕様について」（令和4年8月12日付け老高発0812第1号、老認発0812第1号及び老老発0812第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長、認知症対策・地域介護推進課長及び老人保健課長通知）に定めるケアプラン標準仕様（以下「ケアプラン標準仕様」という。）に適合するものであること。

第2条に次の1項を加える。

6 この告示において「ケアプランデータ連携システム等」とは、ケアプラン標準仕様に適合するデータの連携により介護サービス事業者間において介護サービス利用者に提供する介護サービスの居宅サービス計画に係るデータの共有を図ることができる情報システムとして、公益社団法人国民健康保険中央会が管理し、及び運用するものをいい、これに準じる情報システムとして認められるものを含むものとする。

別表の3の項中「介護サービス事業者間で居宅サービス計画、法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画、同条第26項に規定する施設サービス計画、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画並びに法第8条第11項及び第21項並びに法第8条の2第9項に規定する計画に係る」を「ケアプランデータ連携システム等を活用して介護サービス事業者間で」に改める。

別記第1号様式の別紙1中「休憩時間の確保」を「賃金の向上等処遇改善」に、「介護サービス事業者間での介護ソフト」を「ケアプランデータ連携システム等の利

用申請状況、介護サービス事業者間でのケアプランデータ連携システム等」に改める。

別記第7号様式中「使用状況又はICT機器等の導入に係る研修の実施状況」を「活用状況」に、「導入又はICT機器等の導入に係る研修の実施」を「導入」に、「休憩時間の確保」を「賃金の向上等処遇改善」に、「介護サービス事業者間での介護ソフト」を「ケアプランデータ連携システム等の申請状況、介護サービス事業者間でのケアプランデータ連携システム等」に改める。

## 附 則

1 この告示は、令和5年12月26日から施行し、この告示による改正後の京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

2 この告示による改正前の京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、新要綱の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

## 京都府告示第636号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年12月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
京田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
京田辺市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課におい

て縦覧に供する。なお、京田辺市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第637号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である福知山市長から通知があった。

令和5年12月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
福知山市大江町尾藤地内
- 2 測量の期間  
令和5年12月4日から令和6年3月29日まで
- 3 測量の種類  
公共測量（基準点測量）



京都府告示第638号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年12月26日から令和6年1月9日まで縦覧に供する。

令和5年12月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 鱒留但東線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京丹後市峰山町鱒留小字石本2121から	前	最小 6.9 m	77.4 m
		最大 21.3	
京丹後市峰山町鱒留小字石本2123まで	後	最小 7.6	
		最大 22.1	

- 4 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第639号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年12月26日から令和6年1月9日まで縦覧に供する。

令和5年12月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 鱒留但東線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
京丹後市峰山町鱒留小字石本2121から 京丹後市峰山町鱒留小字石本2123まで	令和5年12月26日

- 4 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第640号

災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第20条第1項の届出に係る次の重要開発調整池については、同条例第18条第2項の技術的基準に適合すると認める。

令和5年12月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 重要開発調整池の所在地  
八幡市欽明台北3番1
- (2) 重要開発調整池の管理について権原を有する者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
八幡インター南土地区画整理組合  
理事長 西川 吉之  
京田辺市山手東一丁目6番1号
- 2 (1) 重要開発調整池の所在地  
京田辺市松井榎谷44番1、46番、46番1、50番、51番1、54番1、55番1及び57番1
- (2) 重要開発調整池の管理について権原を有する者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
京田辺松井インター西土地区画整理組合  
理事長 上田 俊次  
京田辺市山手東一丁目6番1号

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和5年12月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達の名称及び数量  
京都府立植物園で使用するガス調達 一式
- (2) 調達物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 調達期間  
令和6年3月2日から令和7年3月1日まで
- (4) 調達施設  
京都府立植物園

## 2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町  
京都府立植物園総務課  
電話番号 (075) 701-0141

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間  
令和5年12月26日(火)から令和6年1月9日(火)まで(日曜日、土曜日、祝日、令和5年12月29日、令和6年1月2日及び令和6年1月3日を除く。)の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時までとする。

## 3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

## 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定によりガス小売事業の登録を受けている者であること。
- (2) 入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用ガス量の供給に十分なLNG（液化天然ガス）の調達を確保している者であること。
- (3) 適正なガス供給のための体制が確立されており、供給約款等が整備されている者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しない者で

あること。

- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (5) 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 5で定める一般競争入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

## 5 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、申請書等を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## (1) 申請書等の交付期間等

- ア 交付期間  
2の(2)に同じ。

- イ 交付場所  
2の(1)に同じ。

## ウ 交付方法

- (ア) 直接交付を受ける場合  
アの期間内にイの場所で交付する。

- (イ) 郵送により交付を受ける場合  
イの場所宛てに返信用切手250円分を貼り付け、送付先を明記した角形2号封筒を同封の上、アの期間内に申し込むこと。

## (2) 申請書等の提出期間等

- ア 提出期間  
2の(2)に同じ。

- イ 提出場所  
2の(1)に同じ。

## ウ 提出方法

- (ア) 持参により提出する場合  
アの期間内にイの場所に提出すること。

- (イ) 郵送により提出する場合  
書留郵便でアの期間内に必着のこと。

## (3) 確認資料

申請書等には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（写し可）及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書

オ 使用印鑑届出書

カ 財務諸表又は所得税確定申告書の写し

キ ガス小売事業の登録を証する書類の写し

ク ガス供給約款等

ケ 入札の権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

コ 誓約書

#### (4) 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

#### (5) その他

申請書等の作成等に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

#### 6 参加資格を有する者の名簿への記載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立植物園で使用するガス調達業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に記載される。

#### 7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

#### 8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和6年3月31日までとする。

#### 9 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者（6の名簿に記載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称又は所在地

(3) 法人にあっては資本金又は代表者の氏名、個人にあっては氏名

#### 10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(4)から(6)までのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができることと知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事すること

ができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

#### 11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に通知する。

#### 12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和6年1月18日（木）午前10時

イ 場所

京都市左京区下鴨半木町

京都府立植物園会館2階多目的室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限  
令和6年1月17日(水)(必着)

(イ) 提出先  
2の(1)に同じ。

(ウ) その他  
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法  
持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者  
開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額  
落札の決定に当たっては、入札書に記載された課税対象金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 3及び4に掲げる資格のない者の行った入札  
イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札  
ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者の行った入札

(6) 落札者の決定方法  
京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否  
要する。

13 入札保証金  
免除する。

14 違約金  
落札者が契約を締結しない時は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収する。

15 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

16 その他

(1) この入札の実施については、1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

17 Summary

(1) Main content of contract:  
Gas procurement for use in Kyoto Botanical Gardens

(2) Deadline for submission of application documents for confirmation of qualification:  
Tuesday, January 9, 2024

(3) Deadline for bid submission by post:  
Wednesday, January 17, 2024

(4) Time, date and location for bid submission bid and bid opening:  
Time: 10:00 am  
Date: Thursday, January 18, 2024  
Location: Multi-purpose room, 2F, Botanical Gardens Hall, Kyoto Botanical Gardens  
Address: Shimogamo Hangi-cho, Sakyo-ku, Kyoto City 606-0823

(5) Contact:  
General Affairs Division, Kyoto Botanical Gardens  
Address: Shimogamo Hangi-cho, Sakyo-ku, Kyoto City, 606-0823 Japan  
TEL: (075) 701-0141

京都府林地開発行為の手續に関する条例(平成23年京都府条例第25号)第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。  
なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和5年12月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

<p>1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 ケンコー砕石株式会社 代表取締役 昌山 和夫 福知山市字今安小字向野38番地の6</p> <p>2 林地開発行為の目的 土石の採掘（採石）</p> <p>3 林地開発行為をしようとする区域 福知山市字今安小字カブラヤ34番3ほか（次の図のとおり）</p> <p>4 林地開発行為をしようとする区域の面積 14.7ヘクタール</p> <p>5 期間 (1) 林地開発行為を行う期間 令和6年4月19日から令和9年4月18日まで (2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間 平成20年2月22日から令和16年4月20日まで</p> <p>6 生活環境に影響が生じるおそれの有無 有</p> <p>7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="790 112 989 481"></td> <td data-bbox="989 112 1212 481"></td> <td data-bbox="1212 112 1476 481"> <p>への影響を緩和する。 重機の不要な運転を行わないとともに、午前8時30分から午後5時までに時間を定めて作業を行う。 発破作業前には十分な見回りを行うとともに、直前にはサイレンにより注意を促す。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 481 989 806"> <p>土砂流出及び濁水の発生</p> </td> <td data-bbox="989 481 1212 806"> <p>福知山市字今安地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）</p> </td> <td data-bbox="1212 481 1476 806"> <p>沈砂機能を備えた防災池を設置し、場内の排水を集水し、泥を沈下させた後に場外に配水する。 施設の機能が損なわれないように、堆積した土砂を定期的に除去する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 806 989 1108"> <p>河川水量の増加</p> </td> <td data-bbox="989 806 1212 1108"> <p>〃</p> </td> <td data-bbox="1212 806 1476 1108"> <p>防災池を設置し、場内の排水を集水した後に場外に配水する。 施設の機能が損なわれないように、堆積した土砂を定期的に除去し、防災池の容量を確保する。</p> </td> </tr> </table>			<p>への影響を緩和する。 重機の不要な運転を行わないとともに、午前8時30分から午後5時までに時間を定めて作業を行う。 発破作業前には十分な見回りを行うとともに、直前にはサイレンにより注意を促す。</p>	<p>土砂流出及び濁水の発生</p>	<p>福知山市字今安地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）</p>	<p>沈砂機能を備えた防災池を設置し、場内の排水を集水し、泥を沈下させた後に場外に配水する。 施設の機能が損なわれないように、堆積した土砂を定期的に除去する。</p>	<p>河川水量の増加</p>	<p>〃</p>	<p>防災池を設置し、場内の排水を集水した後に場外に配水する。 施設の機能が損なわれないように、堆積した土砂を定期的に除去し、防災池の容量を確保する。</p>						
		<p>への影響を緩和する。 重機の不要な運転を行わないとともに、午前8時30分から午後5時までに時間を定めて作業を行う。 発破作業前には十分な見回りを行うとともに、直前にはサイレンにより注意を促す。</p>														
<p>土砂流出及び濁水の発生</p>	<p>福知山市字今安地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）</p>	<p>沈砂機能を備えた防災池を設置し、場内の排水を集水し、泥を沈下させた後に場外に配水する。 施設の機能が損なわれないように、堆積した土砂を定期的に除去する。</p>														
<p>河川水量の増加</p>	<p>〃</p>	<p>防災池を設置し、場内の排水を集水した後に場外に配水する。 施設の機能が損なわれないように、堆積した土砂を定期的に除去し、防災池の容量を確保する。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="119 974 311 1052">おそれの種類</th> <th data-bbox="311 974 534 1052">おそれがある範囲</th> <th data-bbox="534 974 790 1052">おそれを減じるための措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="119 1052 311 1321"> <p>交通量の増加</p> </td> <td data-bbox="311 1052 534 1321"> <p>福知山市字今安地内に存する市道小野脇1号線及び市道福知山停車場奥榎原線（次の図のとおり）</p> </td> <td data-bbox="534 1052 790 1321"> <p>運搬車両の通行速度を30km/h以下とし、安全の確保に努める。道路が狭小な箇所について、待避所を指定し、車両の安全な離合を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="119 1321 311 1680"> <p>周辺道路の汚れの発生</p> </td> <td data-bbox="311 1321 534 1680"> <p>〃</p> </td> <td data-bbox="534 1321 790 1680"> <p>開発区域の出入口付近にタイヤ洗い場を設置するとともに、砕石を敷均し、市道の汚れを抑制する。 市道の汚れが発生した場合には、散水車で清掃を行う。 道路側溝は、定期的に土砂等の除去を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="119 1680 311 2016"> <p>粉じん及び土ほこりの発生</p> </td> <td data-bbox="311 1680 534 2016"> <p>福知山市字今安地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）</p> </td> <td data-bbox="534 1680 790 2016"> <p>開発区域周辺に残置森林を配置して、周辺への影響を緩和する。 重機の稼働及び車両の通行による粉じん及び土ほこりが発生するおそれがある場合は、散水車により場内に散水を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="119 2016 311 2112"> <p>騒音の発生</p> </td> <td data-bbox="311 2016 534 2112"> <p>〃</p> </td> <td data-bbox="534 2016 790 2112"> <p>開発区域周辺に残置森林を配置して、周辺</p> </td> </tr> </tbody> </table>	おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置	<p>交通量の増加</p>	<p>福知山市字今安地内に存する市道小野脇1号線及び市道福知山停車場奥榎原線（次の図のとおり）</p>	<p>運搬車両の通行速度を30km/h以下とし、安全の確保に努める。道路が狭小な箇所について、待避所を指定し、車両の安全な離合を行う。</p>	<p>周辺道路の汚れの発生</p>	<p>〃</p>	<p>開発区域の出入口付近にタイヤ洗い場を設置するとともに、砕石を敷均し、市道の汚れを抑制する。 市道の汚れが発生した場合には、散水車で清掃を行う。 道路側溝は、定期的に土砂等の除去を行う。</p>	<p>粉じん及び土ほこりの発生</p>	<p>福知山市字今安地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）</p>	<p>開発区域周辺に残置森林を配置して、周辺への影響を緩和する。 重機の稼働及び車両の通行による粉じん及び土ほこりが発生するおそれがある場合は、散水車により場内に散水を行う。</p>	<p>騒音の発生</p>	<p>〃</p>	<p>開発区域周辺に残置森林を配置して、周辺</p>	<p>8 縦覧場所</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課 舞鶴市字浜2020番地</li> <li>京都府農林水産部森の保全推進課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町</li> <li>福知山市産業政策部農林業振興課 福知山市字内記13番地の1</li> <li>ケンコー砕石株式会社 福知山市字今安小字向野38番地の6</li> </ol> <p>9 縦覧期間 令和5年12月26日（火）から令和6年1月25日（木）まで</p> <p>10 意見書の提出期間及び提出先</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>提出期間 令和5年12月26日（火）から令和6年1月25日（木）まで</li> <li>提出先 〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課 〔「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。〕</li> </ol>
おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置														
<p>交通量の増加</p>	<p>福知山市字今安地内に存する市道小野脇1号線及び市道福知山停車場奥榎原線（次の図のとおり）</p>	<p>運搬車両の通行速度を30km/h以下とし、安全の確保に努める。道路が狭小な箇所について、待避所を指定し、車両の安全な離合を行う。</p>														
<p>周辺道路の汚れの発生</p>	<p>〃</p>	<p>開発区域の出入口付近にタイヤ洗い場を設置するとともに、砕石を敷均し、市道の汚れを抑制する。 市道の汚れが発生した場合には、散水車で清掃を行う。 道路側溝は、定期的に土砂等の除去を行う。</p>														
<p>粉じん及び土ほこりの発生</p>	<p>福知山市字今安地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）</p>	<p>開発区域周辺に残置森林を配置して、周辺への影響を緩和する。 重機の稼働及び車両の通行による粉じん及び土ほこりが発生するおそれがある場合は、散水車により場内に散水を行う。</p>														
<p>騒音の発生</p>	<p>〃</p>	<p>開発区域周辺に残置森林を配置して、周辺</p>														

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた京都府土地利用基本計画の次の森林地域及び自然公園地域の区域を変更したので、その関係図書を京都府建設交通部用地課において縦覧に供する。

令和5年12月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 変更する森林地域  
亀岡森林地域、城陽森林地域及び宇治田原森林地域
- 2 変更する自然公園地域  
京丹後自然公園地域



木津川市から相楽都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城南土木事務所において縦覧に供する。

令和5年12月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊



宇治市から宇治都市計画下水道（宇治市公共下水道）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和5年12月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊



木津川市から相楽都市計画下水道（京都府木津川上流域関連木津川市公共下水道）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城南土木事務所において縦覧に供する。

令和5年12月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年12月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
綾部市城山町7の1、7の3、7の4、30の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
神戸市長田区浜添通四丁目1の21  
三ツ星ベルト株式会社
- 2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
向日市鶏冠井町東井戸1の1、2の1、3の1、4の1、5の1、6の1、6の2、鶏冠井町番田30の1、31の1、32の1、鶏冠井町一ノ坪32の1、市有地  
(関連区域)  
向日市鶏冠井町番田32の3の一部、34の4の一部、34の7、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
守山市梅田町15の9  
橋本不動産株式会社

---

府 議 会

---

京都府政務活動費の交付に関する条例（平成24年京都府条例第68号）第5条第1項の規定により会派結成届が提出され、令和5年11月14日付け京都府公報第462号で公示した躍動京都については、所属議員の辞職をもって消滅した。

令和5年12月26日

京都府議会議長 石 田 宗 久

---

公 安 委 員 会

---

京都府公安委員会告示第201号

平成19年京都府公安委員会告示第70号の一部を次のように改正し、令和6年1月4日から施行する。

令和5年12月26日

京都府公安委員会  
委員長 増田 壽幸

表を次のように改める。

申請等の名称	申請等の根拠となる法律及び法律に基づく命令又は条例等の名称及び条項
安全運転管理者の選任の届出	道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第5項
副安全運転管理者の選任の届出	道路交通法第74条の3第5項
安全運転管理者の解任の届出	道路交通法第74条の3第5項
副安全運転管理者の解任の届出	道路交通法第74条の3第5項
道路使用許可の申請	道路交通法第78条第1項
道路使用許可の変更の届出	道路交通法第78条第4項
道路使用許可の再交付の申請	道路交通法第78条第5項
警備業の営業所の届出等（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときの届出に限る。）	警備業法（昭和47年法律第117号）第9条
警備業の廃止の届出	警備業法第10条第1項
服装の届出	警備業法第16条第2項
服装の変更の届出	警備業法第16条第3項
護身用具の届出	警備業法第17条第2項
護身用具の変更の届出	警備業法第17条第2項
自動車運転代行業の申請書記載事項の変更の届出	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第8条第1項
小型無人機等の飛行に関する通報	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第10条第3項
通行禁止道路通行許可の申請	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第5条第1項
制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可の申請	道路交通法施行規則第8条第1項
制限外牽引許可の申請	道路交通法施行規則第8条の5第1項
責任者の選任の届出	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第17条第1項
仮設店舗における営業の届出	古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第14条の2
施設占有者による提出書の提出	遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第26条
指定を受けようとする施設占有者による申請書及び添付書類の提出	遺失物法施行規則第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）
保管物件届出書の提出	遺失物法施行規則第31条第1項

物件売却届出書の提出	遺失物法施行規則第32条
物件処分届出書の提出	遺失物法施行規則第33条第1項
電磁的記録媒体提出票の提出	遺失物法施行規則第41条
公文書の公開請求	京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第4条
駐車許可の申請	京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号）第7条第2項
安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出	京都府道路交通規則第12条の2第1項
副安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出	京都府道路交通規則第12条の2第1項

京都府警察本部告示第131号

電子情報処理組織による申請等の方法等に関する告示（令和3年京都府警察本部告示第61号）の一部を次のように改正し、令和6年1月4日から施行する。

令和5年12月26日

京都府警察本部長 白井 利明

別表を次のように改める。

法令等	規定
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第9条、第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第8条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項、第8条第1項及び第8条の5第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項
古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第14条の2
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第26条、第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）、第31条第1項、第32条、第33条第1項並びに第41条
京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号）	第7条第2項及び第12条の2第1項

人 事 委 員 会

職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日  
 京都府人事委員会  
 委員長 坂 田 均

京都府人事委員会規則106—821

職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与、勤務時間等に関する規則（京都府人事委員会規則6—2）の一部を次のように改正する。

別表第16の14の項中「1日90分(配偶者のない職員等)」を「1日90分（配偶者のない職員その他人事委員会が別に定める職員（以下この項において「配偶者のない職員等」という。））」に、「合計90分」を「合計して1日90分」に、「期間」を「範囲内の期間」に改め、同表の17の項中

「1年について7日（当該子を2人養育する職員にあつては10日、当該子を3人以上養育する職員にあつては10日に当該子の数から2を減じた数を加えた日数）(当該子のうちに3歳に満たない子がいる職員にあつては、これらの日数に1を加えた日数) 以内でその都度必要と認められる期間

を

「1年について次に掲げる日数（配偶者のない職員その他人事委員会が別に定める職員にあつては、当該日数に1を加えた日数） 以内でその都度必要と認められる期間

- (1) 当該子を1人養育する職員にあつては、7日（当該子が3歳に満たない子である職員にあつては、8日）
- (2) 当該子を2人養育する職員にあつては、10日（当該子のうちに3歳に満たない子がいる職員にあつては、11日）
- (3) 当該子を3人以上養育する職員にあつては、10日に当該子の数から2を減じた数を加えた日数（当該子のうちに3歳に満たない子がいる職員にあつては、当該日数に1を加えた日数）

に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

監 査 委 員

5年監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和5年度に京都府監査基準に準拠し、執行した監査の結果（令和5年11月30日監査委員会議決分）を次のとおり公表する。

令和5年12月26日

京都府監査委員	四 方	源太郎
同	田 中	美貴子
同	森	敏 行
同	橋 本	幸 三

1 監査の種類、実施方法等

(1) 種類、対象

① 財務監査

令和4年度分（一部監査日までの現年度分を含む。）の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理

② 工事監査

令和4年度に完成した重要構造物、防災、耐震化・長寿命化等の大規模工事から選定した箇所における工事に関する事務の執行

③ 行政監査

令和4年度分（一部監査日までの現年度分を含む。）の事務の執行

④ 財政的援助団体等監査

京都府が次のアからウまでのとおり、財政的援助を与えているもの出納その他当該財政的援助に係る事務の執行

ア 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）

イ 公の施設の指定管理者

ウ 補助金等交付団体(補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を与えている団体)

(2) 実施方法

監査委員が監査対象機関等に対し、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者と意見交換する「実地監査」及び監査委員事務局職員による事前調査の結果に基づき審査を行う「書面監査」により実施する。

(3) 実施方針

①～⑤の実施方針に基づき、1項目について重点

的に実施する。

- ① 合規性・正確性の確保
- ② 共通的課題・3E（経済性・効率性・有効性）の観点の重視
- ③ 内部統制制度を踏まえた監査
- ④ 機動力と効率性の高い監査実務の執行
- ⑤ 監査結果の実効性の確保

<重点項目>

新型コロナウイルス感染症対策事業に係る事務の適正な執行について

2 監査の実施状況

京都府監査実施要領及び令和5年度監査計画に基づき、令和5年8月から令和5年11月にかけて、次のとおり実施した。（既報告分を除く。）

- ・ 知事部局23箇所、教育委員会8箇所、警察本部2箇所の計33箇所及び工事の執行3箇所
- ・ 財政的援助団体等監査について、出資団体1箇所、指定管理団体2箇所及び補助団体1箇所の計4箇所

また、本庁分の会計事務に係る月例点検（令和5年10月から令和5年11月）を実施した。

おって、実施機関名等、実地監査日等の詳細は、別表のとおりである。

3 監査の結果

(1) 監査結果の概要

令和5年11月30日の監査委員会議において、指摘事項3件を、次のとおり決定した。

- ・ 指摘事項  
支出関係1件（委託料の過大支払）  
補助金関係1件（補助金の過大交付）  
税関係1件（不動産取得税の課税誤り）
- ・ 要望事項  
今回なし

(注) 監査結果の区分は、次のとおりである。

「指摘」とは、次のいずれかに該当する事項で、是正又は改善を求めるもの

- ① 法令等に違反していると認められる事項
- ② 損害が生じていると認められる事項
- ③ 事務の執行が適正を欠くと認められる事項
- ④ 前回の指摘事項等について適切な措置がされていないと認められる事項

「要望」とは、次のいずれかに該当する事項で、改善の要望を行うもの

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要であると認められる事項
- ② 事務の執行について、改善が必要であると認められる事項

(2) 指摘事項の内容

内容等	監査対象機関
支出 委託料を過大に支払っていたもの	南丹土木事務所

補助金	補助金を過大に交付していたもの	乙訓保健所
税	不動産取得税の課税を誤っていたもの	丹後広域振興局

なお、上記より程度が軽微なもののうち、特に文書による指導が望ましいものとして3件を注意とした。

(別表)

実施機関名等	実地監査日	事務局調査日	
職員研修・研究支援センター	令和5年10月26日	令和5年9月12日	
中小企業技術センター	令和5年10月13日	令和5年9月6日	
織物・機械金属振興センター	令和5年11月28日	令和5年9月20日	
農林水産技術センター（海洋センター）	令和5年11月28日	令和5年9月14日	
水産事務所・海区漁業調整委員会	令和5年11月28日	令和5年9月14日	
南丹広域振興局	令和5年11月2日	令和5年8月29日・30日・9月11日	
南丹土地改良事務所			
南丹農業改良普及センター		令和5年9月11日	
南丹保健所		令和5年9月6日・7日	
南丹土木事務所	令和5年11月14日	令和5年10月6日・11日・12日・17日	
中丹広域振興局			
中丹土地改良事務所			
中丹東農業改良普及センター			
中丹西農業改良普及センター			
中丹西保健所			令和5年9月22日
中丹東保健所			令和5年10月3日
中丹東土木事務所	令和5年10月27日・30日		
中丹西土木事務所	令和5年10月5日・6日		
丹後広域振興局	令和5年11月29日	令和5年9月13日・21日・22日	
丹後土地改良事務所			
丹後農業改良普及センター		令和5年9月21日	
丹後保健所		令和5年9月12日・13日	
丹後土木事務所			

中丹教育局	令和5年11月14日	令和5年10月23日	
府立洛東高等学校	令和5年10月13日	令和5年9月1日	
府立城南菱創高等学校	令和5年10月24日	令和5年10月10日	
府立海洋高等学校	令和5年11月28日	令和5年8月24日	
府立与謝の海支援学校	令和5年11月28日	令和5年11月22日	
綾部警察署	令和5年11月8日	令和5年10月20日	
丹後教育局	\	令和5年10月4日	
府立鴨沂高等学校		令和5年10月16日	
府立須知高等学校		令和5年11月16日	
福知山警察署		令和5年10月20日	
山城北土木事務所（国道307号（宇治田原山手線）道路新設改良（補正）工事）	\	令和5年11月9日	
丹後土木事務所（間人大宮線民安関連道路新設改良工事）		令和5年9月13日	
南丹広域振興局（令和3年度府営農村地域防災減災事業廻り池地区堤体改修工事その1）		令和5年8月30日	
北近畿タンゴ鉄道株式会社	令和5年11月28日	令和5年8月23日	
株式会社 けいはんな	\	令和5年10月25日	
日本環境マネジメント株式会社		令和5年11月7日	
学校法人 真言宗洛南学園		令和5年11月14日	
会計事務月例点検（本庁分）	\	令和5年10月26日	
		令和5年11月27日	